



# 神戸市公報

発行所 神戸市中央区加納町6丁目5番1号  
 神戸市役所  
 編集兼印刷発行人 神戸市長  
 発行日 毎週火曜日

## 目次 規則

▽神戸市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則 [福祉局障害者支援課] 2949

## 告示

▽放置自転車等の撤去及び保管 [建設局東部建設事務所] 2958  
 ▽人と自然との共生ゾーンの指定等に関する条例による里づくり計画の変更の認定（小東野里づくり計画）[経済観光局農政計画課] 2962  
 ▽放置自転車等の撤去及び保管 [建設局中部建設事務所] 2963  
 ▽地縁による団体の認可についての告示事項の変更（菅野自治会） [企画調整局参画推進課] 2968  
 ▽三田市の消防指令事務の神戸市に対する事務委託に関する規約 [消防局総務部総務課] 2969  
 ▽道路法による道路の区域決定及び供用開始（市道 北落合110号線） [建設局道路管理課] 2970  
 ▽道路法による道路の区域変更及び供用開始（市道 水谷第1号線ほか） [建設局道路管理課] 2971

## 公告

▽建築協定書の提出及びその縦覧（舞多間西3丁目てらいけ地区建築協定） [建築住宅局建築指導部建築安全課] 2972  
 ▽神戸市私道の変更又は廃止の手続に関する条例第2条第1項の規定に基づく道路の変更又は廃止の承認 [建築住宅局建築指導部建築安全課] 2973  
 ▽開発行為に関する工事の完了（西区見津が丘1丁目） [都市局都市計画課] 2974

## 教育委員会

▽教育長に委任する事務等に関する規則の一部を改正する規則 [教育委員会事務局教職員課] 2975

## 規 則

神戸市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年1月13日

神戸市長 久 元 喜 造

## 神戸市規則第47号

神戸市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則

神戸市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則（平成27年12月規則第28号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>（生活に困窮する外国人に係る生活保護法の取扱いに準じて行う保護の決定等に関する事務及び情報）</p> <p>第12条 条例別表第2の11の項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に</p>	<p>（生活に困窮する外国人に係る生活保護法の取扱いに準じて行う保護の決定等に関する事務及び情報）</p> <p>第12条 条例別表第2の11の項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に</p>

応じ当該各号に定める情報とする。

- (1) 生活に困窮する外国人に係る生活保護法第19条第1項の取扱いに準ずる保護の決定及び実施に関する事務 次に掲げる情報

ア～テ [略]

ト 生活に困窮する外国人に係る国民年金法(昭和34年法律第141号)、私立学校教職員共済法(昭和28年法律第245号)、厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)若しくは地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)による年金である給付の支給若しくは保険料の徴収に関する情報、年金生活者支援給付金の支給に関する法律(平成24年法律第102号)第25条第1項の年金生活者支援給付金の支給に関する情報又は地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)第28条の2第1項の傷病補償年金、同法第29条第1項の障害補償年金若しくは同法第31条の遺族補償年金の支給に関する情報

- (2)～(8) [略]

(療養介護及び療養介護医療に係る利用者負担額の軽減の実施に関する

応じ当該各号に定める情報とする。

- (1) 生活に困窮する外国人に係る生活保護法第19条第1項の取扱いに準ずる保護の決定及び実施に関する事務 次に掲げる情報

ア～テ [略]

- (2)～(8) [略]

(療養介護及び療養介護医療に係る利用者負担額の軽減の実施に関する

事務及び情報)

第18条 条例別表第2の17の項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

- (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第29条第1項の介護給付費（療養介護（同法第5条第6項に定めるものという。以下同じ。）に係るものに限る。以下同じ。）及び同法第70条第1項の療養介護医療費の支給決定を受けた障害者に対する療養介護及び療養介護医療並びに健康保険法（大正11年法律第70号）第85条第2項の入院時の食事療養に係る利用者負担額の補助の申請に係る事実についての審査に関する事務  
次に掲げる情報

ア～ケ [略]

コ 当該申請を行う障害者又は当該申請に係る障害児の保護者に係る特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律（平成16年法律第166号）第3条第1項の特別障害給付金の支給に関する情報（以下「特別障害給

事務及び情報)

第18条 条例別表第2の17の項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

- (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第29条第1項の介護給付費（療養介護（同法第5条第6項に定めるものという。以下同じ。）に係るものに限る。以下同じ。）及び同法第70条第1項の療養介護医療費の支給決定を受けた障害者に対する療養介護及び療養介護医療並びに健康保険法（大正11年法律第70号）第85条第2項の入院時の食事療養に係る利用者負担額の補助の申請に係る事実についての審査に関する事務  
次に掲げる情報

ア～ケ [略]

付金関係情報」という。)又は特別児童扶養手当等の支給に関する法律第3条第1項の特別児童扶養手当、同法第17条の障害児福祉手当、同法第26条の2の特別障害者手当若しくは国民年金法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第34号)附則第97条第1項の規定による福祉手当の支給に関する情報

サ 当該申請を行う障害者又は当該申請に係る障害児の保護者に係る私立学校教職員共済法、厚生年金保険法、国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号)、国民年金法若しくは地方公務員等共済組合法による年金である給付の支給に関する情報又は地方公務員災害補償法第28条の2第1項の傷病補償年金、同法第29条第1項の障害補償年金若しくは同法第31条の遺族補償年金の支給に関する情報

(2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第29条第1項の介護給付費及び同法第70条第1項の療養介護医療費の支給決定を受けた障害者に対する

(2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第29条第1項の介護給付費及び同法第70条第1項の療養介護医療費の支給決定を受けた障害者に対する

療養介護及び療養介護医療並びに健康保険法第85条第2項の入院時の食事療養に係る利用者負担額の補助の決定の取消しに関する事務次に掲げる情報

ア～ケ [略]

コ 当該決定の取消しに係る障害者又は当該申請に係る障害児の保護者に係る特別障害給付金関係情報又は特別児童扶養手当等の支給に関する法律第3条第1項の特別児童扶養手当、同法第17条の障害児福祉手当、同法第26条の2の特別障害者手当若しくは国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）附則第97条第1項の規定による福祉手当の支給に関する情報

サ 当該決定の取消しに係る障害者又は当該申請に係る障害児の保護者に係る私立学校教職員共済法、厚生年金保険法、国家公務員共済組合法、国民年金法若しくは地方公務員等共済組合法による年金である給付の支給に関する情報又は地方公務員災害補償法第28条の2第1項の傷病補償年金、同法第29条第1項の障

療養介護及び療養介護医療並びに健康保険法第85条第2項の入院時の食事療養に係る利用者負担額の補助の決定の取消しに関する事務次に掲げる情報

ア～ケ [略]

害補償年金若しくは同法第31条  
の遺族補償年金の支給に関する  
情報

(自立支援医療費の支給に関する事務及び情報)

第19条 条例別表第2の18の項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

- (1) 市長が定める所得区分及び所得区分ごとの負担上限月額により算定する障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第52条の自立支援医療費に係る同法第53条第1項の支給認定の申請に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報  
ア～ク [略]

ケ 当該申請を行う障害者又は当該申請に係る障害児の保護者に係る特別障害給付金関係情報又は特別児童扶養手当等の支給に関する法律第3条第1項の特別児童扶養手当、同法第17条の障害児福祉手当、同法第26条の2の特別障害者手当若しくは国民年金法等の一部を改正する法律

(自立支援医療費の支給に関する事務及び情報)

第19条 条例別表第2の18の項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

- (1) 市長が定める所得区分及び所得区分ごとの負担上限月額により算定する障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第52条の自立支援医療費に係る同法第53条第1項の支給認定の申請に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報  
ア～ク [略]

(昭和60年法律第34号) 附則第97条第1項の規定による福祉手当の支給に関する情報

コ 当該申請を行う障害者又は当該申請に係る障害児の保護者に係る私立学校教職員共済法、厚生年金保険法、国家公務員共済組合法、国民年金法若しくは地方公務員等共済組合法による年金である給付の支給に関する情報又は地方公務員災害補償法第28条の2第1項の傷病補償年金、同法第29条第1項の障害補償年金若しくは同法第31条の遺族補償年金の支給に関する情報

(2) 市長が定める所得区分及び所得区分ごとの負担上限月額により算定する障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第52条の自立支援医療費に係る同法第56条第2項の支給認定の変更申請に関する事務 次に掲げる情報

ア～ク [略]

ケ 当該申請を行う障害者又は当該申請に係る障害児の保護者に係る特別障害給付金関係情報又は特別児童扶養手当等の支給に

(2) 市長が定める所得区分及び所得区分ごとの負担上限月額により算定する障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第52条の自立支援医療費に係る同法第56条第2項の支給認定の変更申請に関する事務 次に掲げる情報

ア～ク [略]

関する法律第3条第1項の特別  
児童扶養手当、同法第17条の障  
害児福祉手当、同法第26条の2  
の特別障害者手当若しくは国民  
年金法等の一部を改正する法律  
(昭和60年法律第34号) 附則第  
97条第1項の規定による福祉手  
当の支給に関する情報

コ 当該申請を行う障害者又は当  
該申請に係る障害児の保護者に  
係る私立学校教職員共済法、厚  
生年金保険法、国家公務員共済  
組合法、国民年金法若しくは地  
方公務員等共済組合法による年  
金である給付の支給に関する情  
報又は地方公務員災害補償法第  
28条の2第1項の傷病補償年  
金、同法第29条第1項の障害補  
償年金若しくは同法第31条の遺  
族補償年金の支給に関する情報

(介護給付等に係る利用者負担額の  
軽減の実施に関する事務及び情報)

第22条 条例別表第2の21の項の規則  
で定める事務は、社会福祉法人等が  
提供する介護保険サービスの利用に  
伴う利用者負担の軽減の申請に係る  
事実についての審査に関する事務と  
し、同項の規則で定める情報は、次に

(介護給付等に係る利用者負担額の  
軽減の実施に関する事務及び情報)

第22条 条例別表第2の21の項の規則  
で定める事務は、社会福祉法人等が  
提供する介護保険サービスの利用に  
伴う利用者負担の軽減の申請に係る  
事実についての審査に関する事務と  
し、同項の規則で定める情報は、次に

掲げる情報とする。

(1)～(6) [略]

(7) 当該申請を行う被保険者に係る国民年金法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第34号)附則第32条第1項の規定によりなお従前の例によるものとされた同法第1条の規定による改正前の国民年金法による老齢福祉年金の支給に関する情報

掲げる情報とする。

(1)～(6) [略]

(7) 当該申請を行う被保険者に係る国民年金法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第34号)附則第32条第1項の規定によりなお従前の例によるものとされた同法第1条の規定による改正前の国民年金法(昭和34年法律第141号)による老齢福祉年金の支給に関する情報

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第18条、第19条及び第22条の改正規定は、令和5年4月1日から施行する。

## 告 示

神戸市告示第629号

神戸市自転車等の放置の防止及び自転車駐車場の整備に関する条例（昭和58年4月条例第3号）第11条第2項（同条例第12条第2項において準用する場合を含む。）及び第23条の2の規定により自転車等を撤去し、及び保管したので、同条例第13条第1項の規定により次のとおり告示する。

令和5年1月31日

神戸市長 久元喜造

1. 自転車等の保管及び返還の場所、自転車等が置かれ、又は放置されていた場所、撤去し、及び保管した自転車等の台数、撤去し、及び保管した年月日並びに問い合わせ先別表のとおり

2. 保管期間

この告示の日から1月間（その保管に不相当な費用を要するときに限る。）

3. 返還事務を行う時間

魚崎浜保管所及び稗原保管所

ア 月曜日から金曜日まで

午後3時から午後7時まで

イ 土曜日

午後1時から午後5時まで

（日曜日、祝日及び12月28日から1月4日を除く）

4. 返還を受けるために必要な事項

自転車等の利用者等は、当該保管に係る自転車等の返還を受けようとするときは、その住所及び氏名並びに当該自転車等の鍵その他の利用者等であることを証する物を市長に提示しなければならない。

5. その他

この告示の日から起算して6月を経過しても当該保管に係る自転車等（この告示の日から1月を経過してもなお当該自転車等を返還することができない場合において、その保管に不相当な費用を要するため当該自転車等を売却した代金を含む。）を返還することができないときは、当該自転車等の所有権は、本市に帰属する。

## 別表

自転車等の保管 及び返還の場所	自転車等が置かれ、又 は放置されていた場所	撤去し、及び保管した 自転車等の台数	撤去し、及び 保管した年月日	問い合わせ先
稗原保管所 灘区上河原通1丁目1番	岩屋駅周辺	自転車 1台	令和4年12月1日	東灘区御影塚町2丁目27番20号 建設局東部建設事務所 電話 854-2191
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0台		
	灘駅周辺	自転車 1台		
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0台		
	王子公園駅周辺	自転車 4台		
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 1台		
	新在家駅周辺	自転車 1台		
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0台		
魚崎浜保管所 東灘区魚崎浜町1番5号	六甲道駅周辺	自転車 18台	令和4年12月2日	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 2台		
	六甲駅周辺	自転車 1台		
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 1台		
	JR住吉駅周辺	自転車 2台		
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0台		
岡本駅周辺	自転車 1台	令和4年12月7日		
自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0台			
深江駅周辺	自転車 4台			
自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0台			
魚崎駅周辺	自転車 5台			
自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0台			
稗原保管所 灘区上河原通1丁目1番	六甲道駅周辺	自転車 1台	令和4年12月7日	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 1台		
	六甲駅周辺	自転車 3台		
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0台		

別表

	阪神御影駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 原動機付自転車	4台 0台		
	阪急御影駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 原動機付自転車	2台 1台		
魚崎浜保管所 東灘区魚崎浜町1番5号	深江駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 原動機付自転車	3台 0台	令和4年12月8日	
	青木駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 原動機付自転車	5台 0台		
	J R住吉駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 原動機付自転車	2台 0台		
	摂津本山駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 原動機付自転車	1台 0台		
	甲南山手駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 原動機付自転車	1台 1台		
稗原保管所 灘区上河原通1丁目1番	大石駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 原動機付自転車	1台 0台	令和4年12月13日	
	摩耶駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 原動機付自転車	4台 0台		
	王子公園駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 原動機付自転車	1台 1台		
	新在家駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 原動機付自転車	1台 0台		
	六甲道駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 原動機付自転車	8台 2台		
	六甲駅周辺	自転車	1台		

## 別表

	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	2台	
魚崎浜保管所 東灘区魚崎浜町1番5号	J R 住吉駅周辺	自転車	2台	令和4年12月14日
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0台	
	摂津本山駅周辺	自転車	1台	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0台	
	深江駅周辺	自転車	1台	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0台	
	青木駅周辺	自転車	1台	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0台	
稗原保管所 灘区上河原通1丁目1番	灘区管内	自転車	16台	令和4年12月21日
	自転車等長期放置	原動機付自転車	1台	
	阪神御影駅周辺	自転車	5台	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0台	
魚崎浜保管所 東灘区魚崎浜町1番5号	阪急御影駅周辺	自転車	1台	令和4年12月22日
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0台	
	東灘区管内	自転車	25台	
	自転車等長期放置	原動機付自転車	1台	
	J R 住吉駅周辺	自転車	4台	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0台	
魚崎浜保管所 東灘区魚崎浜町1番5号	摂津本山駅周辺	自転車	2台	令和4年12月22日
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0台	
	甲南山手駅周辺	自転車	1台	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0台	

神戸市告示第 630 号

人と自然との共生ゾーンの指定等に関する条例（平成8年4月条例第10号）第18条第7項の規定に基づく里づくり計画の変更の認定を行ったので、同条第8項において準用する同条第6項の規定により、次のとおり告示する。

令和5年1月31日

神戸市長 久元喜造

1 変更認定する里づくり計画

小東野里づくり計画

## 神戸市告示第 631 号

神戸市自転車等の放置の防止及び自転車駐車場の整備に関する条例（昭和 58 年 4 月条例第 3 号）第 11 条第 2 項（同条例第 12 条第 2 項において準用する場合を含む。）及び第 23 条の 2 の規定により自転車等を撤去し、及び保管したので、同条例第 13 条第 1 項の規定により次のとおり告示する。

令和 5 年 1 月 31 日

神戸市長 久元喜造

- 1 自転車等の保管及び返還の場所、自転車等が置かれ、又は放置されていた場所、撤去し、及び保管した自転車等の台数、撤去し、及び保管した年月日並びに問い合わせ先別表のとおり
- 2 保管期間  
この告示の日から 1 月間（その保管に不相当な費用を要するときに限る。）
- 3 返還事務を行う時間  
三宮保管所及び湊町保管所  
ア 月曜日から金曜日まで 午後 3 時から午後 7 時まで  
イ 土曜日 午後 1 時から午後 5 時まで  
（日曜日、祝日及び 12 月 28 日から 1 月 4 日を除く）
- 4 返還を受けるために必要な事項  
自転車等の利用者等は、当該保管に係る自転車等の返還を受けようとするときは、その住所及び氏名並びに当該自転車等の鍵その他の利用者等であることを証する物を市長に提示しなければならない。
- 5 その他  
この告示の日から起算して 6 月を経過しても当該保管に係る自転車等（この告示の日から 1 月を経過してもなお当該自転車等を返還することができない場合においてその保管に不相当な費用を要するため当該自転車等を売却した代金を含む。）を返還することができないときは、当該自転車等の所有権は、本市に帰属する。

別表

自転車等の保管及び返還の場所	自転車等が置かれ、又は放置されていた場所	撤去し、及び保管した自転車等の台数	撤去し、及び保管した年月日	問い合わせ先
中央区小野浜町3番地先 三宮保管所	三宮駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 30台 原動機付自転車 0台	令和4年12月2日	兵庫区湊川町2丁目1番12号 建設局中部建設事務所
	三宮駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 21台 原動機付自転車 0台	令和4年12月3日	
	元町駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 9台 原動機付自転車 1台		
	中央区長期放置	自転車 5台 原動機付自転車 0台	令和4年12月5日	
	三宮駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 35台 原動機付自転車 1台	令和4年12月6日	
	元町駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 14台 原動機付自転車 0台		
	三宮駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 38台 原動機付自転車 0台	令和4年12月7日	
	元町駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 5台 原動機付自転車 0台		
	三宮駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 45台 原動機付自転車 3台	令和4年12月9日	
	駐輪場内	自転車 2台 原動機付自転車 0台		
	中央区長期放置	自転車 17台 原動機付自転車 0台	令和4年12月10日	
	三宮駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 54台 原動機付自転車 1台	令和4年12月12日	
	元町駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 6台 原動機付自転車 0台		
	三宮駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 17台 原動機付自転車 0台	令和4年12月13日	
	元町駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 3台 原動機付自転車 0台		

三宮駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 20台 原動機付自転車 0台	令和4年12月14日
元町駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 7台 原動機付自転車 0台	
三宮駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 28台 原動機付自転車 0台	令和4年12月16日
元町駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 1台 原動機付自転車 0台	
駐輪場内	自転車 1台 原動機付自転車 0台	
中央区長期放置	自転車 14台 原動機付自転車 0台	令和4年12月16日
三宮駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 41台 原動機付自転車 0台	令和4年12月20日
元町駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 4台 原動機付自転車 0台	
駐輪場内	自転車 1台 原動機付自転車 0台	
三宮駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 25台 原動機付自転車 2台	令和4年12月21日
元町駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 4台 原動機付自転車 0台	
駐輪場内	自転車 2台 原動機付自転車 0台	
中央区長期放置	自転車 1台 原動機付自転車 0台	令和4年12月21日
三宮駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 15台 原動機付自転車 1台	令和4年12月23日
元町駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 2台 原動機付自転車 1台	
中央区長期放置	自転車 13台 原動機付自転車 0台	令和4年12月26日

兵庫区湊町1丁目35 湊町保管所	神戸駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 20台 原動機付自転車 1台	令和4年12月1日
	新開地駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 14台 原動機付自転車 0台	
	湊川駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 12台 原動機付自転車 0台	
	駐輪場内	自転車 1台 原動機付自転車 0台	
	兵庫区長期放置	自転車 3台 原動機付自転車 0台	令和4年12月5日
	神戸駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 5台 原動機付自転車 2台	令和4年12月8日
	兵庫駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 2台 原動機付自転車 0台	
	湊川駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 8台 原動機付自転車 0台	
	和田岬駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 2台 原動機付自転車 0台	
	駐輪場内	自転車 8台 原動機付自転車 0台	
	兵庫区長期放置	自転車 25台 原動機付自転車 0台	令和4年12月10日
	神戸駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 18台 原動機付自転車 3台	令和4年12月15日
	新開地駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 15台 原動機付自転車 0台	
	湊川駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 19台 原動機付自転車 0台	
	駐輪場内	自転車 4台 原動機付自転車 0台	

兵庫区長期放置	自転車 原動機付自転車	6台 0台	令和4年12月16日
神戸駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 原動機付自転車	10台 0台	令和4年12月19日
新開地駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 原動機付自転車	13台 0台	
湊川駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 原動機付自転車	6台 0台	
和田岬駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 原動機付自転車	2台 0台	
駐輪場内	自転車 原動機付自転車	2台 0台	
兵庫区長期放置	自転車 原動機付自転車	24台 0台	
神戸駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 原動機付自転車	16台 0台	令和4年12月22日
新開地駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 原動機付自転車	3台 0台	
湊川駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 原動機付自転車	21台 0台	
駐輪場内	自転車 原動機付自転車	4台 1台	
兵庫区長期放置	自転車 原動機付自転車	18台 1台	

## 神戸市告示第632号

次の地縁による団体について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第11項の規定により、告示された事項に変更があったとして届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

令和5年1月31日

神戸市長 久元喜造

## 1 届け出た地縁による団体

## (1) 名称

菅野自治会

## (2) 主たる事務所

神戸市西区榎谷町菅野355番地の3

## (3) 代表者の氏名

大村 昌宏

## (4) 代表者の住所

神戸市西区榎谷町菅野502番地の1

## 2 変更があった事項及びその内容

## (1) 代表者の氏名

「河合 孝治」を「大村 昌宏」に改める。

## (2) 代表者の住所

「神戸市西区榎谷町菅野823番地」を「神戸市西区榎谷町菅野502番地の1」に改める。

## 3 変更の年月日

令和3年4月2日

## 神戸市告示第 633 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 14 第 1 項の規定により、次のとおり規約を定め、令和 9 年度から三田市の消防指令事務を受託することとしたので、同条第 3 項において準用する同法第 252 条の 2 の 2 第 2 項の規定により告示する。

令和 4 年 1 月 31 日

神戸市長 久 元 喜 造

## 三田市の消防指令事務の神戸市に対する事務委託に関する規約

（委託事務の範囲）

第 1 条 三田市は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 252 条の 14 第 1 項の規定に基づき、消防指令事務（以下「委託事務」という。）の管理及び執行を神戸市に委託する。

（管理及び執行の方法）

第 2 条 委託事務の管理及び執行については、神戸市の条例及び規則その他の規程（以下「条例等」という。）の定めるところによる。

（経費の負担）

第 3 条 委託事務の管理及び執行に要する経費（以下「委託費」という。）は、三田市の負担とする。

2 神戸市長は、毎年度終了後速やかに、当該年度に要した委託費の額及びその明細を記載した書類を三田市長に送付するものとする。

3 三田市は、前項の書類の送付を受けた後、法第 235 条の 5 に規定する日までに、前項の委託費を神戸市に交付するものとする。

（予算への計上）

第 4 条 神戸市長は、委託事務の管理及び執行に係る収入及び支出については、神戸市の歳入歳出予算において分別して計上するものとする。

（決算の場合の措置）

第 5 条 神戸市長は、法第 233 条第 6 項の規定により、決算の要領を公表したときは、同時に当該決算の委託事務に関する部分を三田市長に通知するものとする。

（連絡会議）

第 6 条 神戸市長は、委託事務の管理及び執行について連絡調整を図るため、三田市長と年 1 回定期に連絡会議を開くものとする。ただし、神戸市長又は三田市長のいずれかが必要と認めるときは、臨時に連絡会議を開くことができる。

（条例等改正の場合の措置）

第 7 条 委託事務について適用される条例等の全部又は一部が改正された場合においては、神戸市長は、直ちに改正後の当該条例等を三田市長に通知しなければならない。

（補則）

第 8 条 この規約に定めるもののほか、委託事務の管理及び執行に関し必要な事項は、神戸市長及び三田市長が協議して定める。

附 則

この規約は、令和 5 年 3 月 31 日までの間で、神戸市長及び三田市長が協議して定める日から施行する。

神戸市告示第634号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように決定し、同条第2項の規定により、令和5年2月1日からその供用を開始する。

その関係図面は、神戸市建設局道路管理課に備え置いて、令和5年2月14日まで一般の縦覧に供する。

令和5年1月31日

神戸市

代表者 神戸市長 久元喜造

道路の種類	路線名	区間	延長 (メートル)	幅員 (メートル)
市道	北落合110号線	神戸市須磨区北落合1丁目2番34地先から 神戸市須磨区北落合1丁目2番52地先まで	88.20	6.00

## 神戸市告示第635号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように変更し、同条第2項の規定により、令和5年2月1日からその供用を開始する。

その関係図面は、神戸市建設局道路管理課に備え置いて、令和5年2月14日まで一般の縦覧に供する。

令和5年1月31日

神戸市

代表者 神戸市長 久元喜造

道路の種類	路線名	区間	新旧別	延長 (メートル)	幅員 (メートル)
市道	水谷第1号線	神戸市西区水谷2丁目113番3地先から	新	22.30	最大 5.20 最小 4.80
		神戸市西区水谷2丁目113番2地先まで	旧	22.30	最大 4.00 最小 3.60
	水谷第5号線	神戸市西区水谷2丁目113番6地先から	新	19.20	最大 4.40 最小 3.40
		神戸市西区水谷2丁目113番6地先まで	旧	19.20	最大 3.70 最小 2.70
	水谷第9号線	神戸市西区水谷2丁目113番2地先から	新	34.80	最大 6.00 最小 5.10
		神戸市西区水谷2丁目113番6地先まで	旧	34.80	最大 5.10 最小 4.10

## 公 告

## 神戸市公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第70条第1項の規定による建築協定書の提出があったので、同法第71条の規定により公告します。

この建築協定書は、神戸市建築住宅局建築指導部建築安全課において、関係人の縦覧に供します。

令和5年1月17日

神戸市長 久元喜造

- 1 建築協定の名称  
舞多聞西3丁目てらいけ地区建築協定
- 2 建築協定区域の位置  
神戸市垂水区舞多聞西3丁目1番1号 他
- 3 縦覧期間  
令和5年1月17日から同年2月13日まで
- 4 連絡先  
神戸市中央区浜辺通2丁目1番30号  
神戸市建築住宅局建築指導部建築安全課  
電話(078)595-6555

## 神戸市公告

神戸市私道の変更又は廃止の手続に関する条例（平成13年4月条例第17号）第2条第1項の規定により、私道の変更又は廃止を承認したものは次のとおりです。

令和5年1月31日

(特定行政庁) 神戸市長 久元喜造

指定番号	廃止年月日	道路の位置	延長 (メートル)	幅員 (メートル)
第R4-13号	令和4年 12月26日	神戸市東灘区住吉山手8丁目1871番97の一部	24.72	4.00
第R4-14号	令和5年1 月13日	神戸市北区有野町有野字岡場1911-1の一部 神戸市北区有野町有野字岡場4102-2の一部 神戸市北区有野町有野字岡場4102-3の一部 神戸市北区有野町有野字岡場4105-4 神戸市北区有野町有野字岡場4102-2地先里道	247.03	4.00~7.20

備考 道路の位置の詳細については、神戸市建築住宅局建築指導部建築安全課備え付けの図面のとおりに

神戸市公告

次の開発区域（工区）の全部について開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告します。

令和5年1月31日

神戸市長 久元喜造

1 開発区域（工区）に含まれる地域の名称

神戸市西区見津が丘1丁目19番

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

東京都江東区牡丹1丁目14番1号

大友ロジスティクスサービス株式会社

代表取締役 松村 豊人

3 許可番号

令和4年9月6日 第8066号

教育委員会
-------

教育長に委任する事務等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年1月16日

神戸市教育委員会

教育長 長田 淳

神戸市教育委員会規則第8号

教育長に委任する事務等に関する規則の一部を改正する規則

教育長に委任する事務等に関する規則（昭和31年11月教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>（教育長の専決等）</p> <p>第5条 教育委員会は、第2条各号に規定する教育委員会の権限のうち、次の各号に掲げる事項は、教育長に専決させる。</p> <p>(1) [略]</p> <p><u>(2) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条第2項第1号の規定による休職に関すること。</u></p> <p><u>(3) [略]</u></p> <p>2 [略]</p>	<p>（教育長の専決等）</p> <p>第5条 教育委員会は、第2条各号に規定する教育委員会の権限のうち、次の各号に掲げる事項は、教育長に専決させる。</p> <p>(1) [略]</p> <p><u>(2) [略]</u></p> <p>2 [略]</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

